

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		発達相談				所管	健康部 保健サービス課			
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名	事業の開始・終了年度				
	長期総合計画体系	[基本目標]					[事業開始] 昭和57年度			
		[小 柱]					[終了予定] - 年度			
		[施 策]								
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	児童福祉法第18条の3、第19条、台東区療育相談事業実施要綱						
	事業対象	区内に居住する発達の遅れ・障害が疑われる乳幼児								
	事業目的	①発達の遅れ・障害がある児の早期発見・早期療育。 ②必要時に専門療育機関を紹介する。 ③発達の遅れ・障害のある児の保護者の不安軽減、受容、親子の愛情形成等の効果を得る。								
	事業内容	乳幼児健診の結果や保護者からの相談等により、精神、運動、言語等に遅れ・障害が疑われる児に対し ①小児神経科医師の診察、心理相談員・言語療法士・作業療法士による個別指導を毎月1回実施する。 ②言語療法士による集団指導を毎月1回、また卒業生の会を年1回実施 ③言語療法士による個別相談を毎月1回実施する。 ①②は浅草保健相談センターにて実施。③は台東保健所・浅草保健相談センター両所にて実施。								
委託の有無	なし	委託内容								
補助金の有無	なし									
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)			目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度		
	活動指標	実施回数 回			49	49	49	49		
		相談参加人数 人			440	422	428	397		
	決算額 (単位：千円)					1,430	1,443	1,443		
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト (人件費など)				7,471	9,996	8,607		
		物にかかるコスト (物件費・維持補修費)				1,385	1,390	1,390		
		その他のコスト (扶助費・補助費など)				45	53	53		
		総経費				8,901	11,439	10,050		
	財源項目 (単位：千円)	受益者負担額 (使用料・手数料・負担金など)				0	0	0		
		その他特定財源 (国や都の支出金・財産収入など)				0	0	0		
一般財源 (区負担額)				8,901	11,439	10,050				
前年度から改善した事項	地区担当保健師による相談利用の児・保護者への後方支援の充実									
評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	4	乳幼児健診や育児相談の場面での児の様子や保護者の訴えから、発達の遅れや障害の疑いに関する相談が増加している。しかし、専門の療育機関への敷居はまだ高いため、身近な場所である保健所・保健センターの相談につなげ支援していく必要性が高まっている。							
	効率性	4	相談事業につながったケースについては、保健所・保健センター各相談事業が連携しており、必要な相談に有効につなげられ、それぞれのケースに適した支援が行えているものとする。							
	手段の適切性	3	事業終了後、専門職とともに児の様子を見極め、今後の方向性を確認し、継続相談しつづけるのではなく、状態に応じて相談終了・療育機関の紹介を行っている。早期に療育が必要な場合もあるが、発達相談を介することにより、保護者の理解・受け入れをサポートする機会として有効である。							
	目的達成度	3	実際相談につながったケースは、発達の遅れや障害の疑いなどに関して専門職によるフォローや適宜療育機関への紹介が行われている。しかし、相談につながらないケースもあり、関係機関と連携した対応の検討が必要であるとする。							
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)						評価結果	今後の方向性	拡大改善 維持 縮小 廃止・終了		
発達の遅れ・障害の疑いのある児への支援を行うために、乳幼児健診から円滑に専門相談につなげられる身近な相談の場所として、この事業を継続していくことが必要である。今後、継続した支援の仕組みづくりをするためにも、関係機関との連携を強化していくことが必要である。							維持			